- 3 人事委員会の報告について
 - (1) 職員の競争試験及び選考の状況
 - ア 競争試験
 - (ア) 採用試験
 - a 試験実施概要

試験の			試	験日	程	試 験	内 容
種類	試 験 区 分	受験資格	受 期 間	第1次 試 験	第2次 試 験	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度試験	行心福畜水土機警情少地理祉産産木械察報年、農林・建電務理学の選業総築気務理	昭和57年4月2日 か 57年4月2日 か 57年4月2日 1日	5月7日 から 5月27日 まで	6月22日	8月2日 から 8月7日 まで	教養 表 表 表 表 表 表 表 の 問 150 同 150 同 150 同 150 同 150 同 150 同 150 日 150 日 150 日 150 日 150 日 150 日 150 日 150 日 150 日 150 日 150 日 150 日 150 日 150 150 150 150 150 150 150 150	人物試験 個別面接 討論型個別面 接(行政のみ) 論文試験 適性検査 筆記実技 (建築のみ)
	総合土木		10月20 日から 11月14 日まで	11月30日	12月21日	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 論文試験 適性検査
高校卒業程度試験	一総学(校見務学(校見事) 般合校雲務A・隠事) ・・・A学石事・隠事) ・・・B学石事・B学石校) ・・・B学石を) ・・・B学石校) ・・・B学石校)	[学校事務A] 昭和60年4月2日 から平成5年4月 1日まれた 一学では 一学では 一学では 一学では 一学では 一学では 一学では で に の の の の の の の の の の の の の の の の の の	7月28日 から 8月29日 まで	9月28日	10月26 日から 10月28 日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (総合土木の み)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
資格免許職 試 験	司書	昭和62年4月2日 以降に生まれた 者で、司書の資 格を有する者 (取得見込み含 む。)	7月28日 から 8月29日 まで	9月28日	10月26 日から 10月28 日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査

試験の			試	験 日	程	試験	内 容
種類	試 験 区 分	受験資格	受 期 間	第1次 試 験	第2次 試 験	第1次試験	第2次試験
資格免許職 試 験	診療放射線 技師	昭和61年4月2日 以降に生まれた 者で、診療放射 線技師の免許を 有する者(取得 見込み含む。)	7月28日 から 8月29日 まで	9月28日	10月26 日から 10月28 日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	保健師	昭和60年4月2日 以降に生まれた 者で、保健師の 免許を有する者 (取得見込み含 む。)	同上	同上	同上	同上	同上
経験者採 用試験	行政	昭和54年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者	5月7日 から 5月27日 まで	6月22日	7月19日	教養試験 五肢択一式 40問120分 論文試験	人物試験 個別面接 適性検査
			10月20 日から 11月14 日まで	11月30日	12月19日	同上	同上
地区別採用試験	一般事務(石 見 地 区)・ 一般事務(隠 岐地区)	昭和54年4月2日 から平成2年4月 1日までに生ま れた者	5月7日 から 5月27日 まで	6月22日	7月19日	教養試験 五肢択一式 40問120分 作文試験	人物試験 個別面接 適性検査

計験の			試	験日	程	試 験	内 容
試験の 種 類 	試 験 区 分	受験資格	受 期 間	第1次 試 験	第2次 試 験	第1次試験	第2次試験
警察官(大) (第 1 回)	男性・女性・女性・	[昭か1れ教学(む若平以者業見[次該の者ア月年生でに業見イ2れ学(むウ道上男和ら日た育を卒。し成降でし込武の当ウ 241ま、よし込 日たを卒。 のの性56平ま者法卒業)く5に、た者道アしに 昭か1れ校太者含成降性業見 道位女月年生学るた者 2れを卒) イつす 45に、教学(む5にでし込 又3年生生学るた者 2れを卒) イつす 年成で男育を卒。4生、た者 は段性24年生学るた者 1た卒業 に次る 45に性法卒業)月ま大者含 剣以	3月10日 から 4月14日 まで	5月11日	6月14日 から 6月19日 まで	教養 五 50問150分 身 (検	人物別就(大物)の大物別の大物の大物のでは、大物のでは、大物のでは、大物のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の

試験の			試	験 日	程	試 験	内 容
種 類	試験区分	受験資格	受 期 間	第1次 試 験	第2次 試 験	第1次試験	第2次試験
警察官 (大学卒) 試験 (第2回)	男性・女性	[明和56年4月2日 中年4月2日 1日和56年4日 1日和56年 1日本 1日本 1日本 1日本 1日本 1日本 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日	7月28日 から 8月29日 まで	9月21日	11月3日 か 11月5日 まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体·体力検査	人物試験 個別試験 作文試験 適性検査 身体検査
警高業計數	男性・女性・武道	[昭か1れ学るた込く[次いすア月年生(教学及のイ道上平日業限以男和ら日た校大者み。武のずる 2月まだ育をび者 のの成ま見り上性56平ま者教学及の)道アれ者昭か日れど法卒卒を柔段者2で込、)生月年生だ法卒卒者 びも 63平ま、よし見く又3道月校者2件24年生に業業を イ該 年成で男学るた込。は段は月校者2日月ま、よし見除 の当 49に性校大者み)剣以、11卒に段	7月28日 から 8月29日 まで	9月21日	11月2日 から 11月5日 まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 身体・体力身体 (検査のみ)	人個では体門の武の大人のでは、ないがは、ないがは、ないは、ないは、ないは、はないは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は

b 試験実施結果

試験		試験区分		採用予定	性	受験申込		受験	者数	(B)		受験率	第1	火試験	合格	 皆数	(C)	第2次試験	最	終合格	者数	(D))	最終合格	最終倍率	採用者数
種類				人員	別	者数(A)	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	(B)/(A)		短大卒				受験者数	大学卒	短大卒 7	 	その他	計	率(D)/(B)	(B)/(D)	H27. 5. 1現在
					男	231	173		1	5	179	77.5%	42			1	43			İ			14	7.8%	12.8	14
	行		政	21	女	85	60	1		1	62	72.9%	10				10	10	7				7	11.3%	8.9	7
					計	316	233	1	1	6	241	76. 3%	52			1	53	52	21				21	8. 7%	11.5	21
					男	22	13				13	59.1%	7				7	7	3				3	23. 1%	4. 3	3
	化		学	4	女	11	9				9	81.8%	3				3	3	1	İ			1	11.1%	9.0	1
					計	33	22				22	66. 7%	10				10	10	4				4	18. 2%	5. 5	4
					男	6	6				6	100.0%	4				4	4		İ	İ		0	0.0%		
	心		理	3	女	16					13	81.3%	4				4	4	3				3	23. 1%	4.3	3
					計	22	18	1			19	86.4%	8				8	8	3				3	15.8%		_
					男	6	4	1			5	83.3%	4				4	2	1				1	20.0%	5.0	1
	児	童 福	祉	4	女	3	3				3	100.0%	3				3	3	3				3	100.0%		
大					計	9					8	88.9%	7				7	5					4	50.0%		
					男	25	22				22	88.0%	20				20	20	9				9	40.9%	2.4	9
学	農		業	10	女	4	2				2	50.0%	2				2	2	2				2	100.0%		
子					計	29					24	82. 8%	22				22	ł		<u> </u>			11	45.8%	2. 2	
					男	3	3	1			3	100.0%	2	: :			2	2	1				1	33. 3%		
卒	畜		産	3	女	3	2	1			2	66. 7%	2				2	2	2				2	100.0%	1.0	
					計	6					5	83. 3%	4				4	4	3				3	60.0%	1. 7	
業	l				男	11	9	i			9	81.8%	6				6	6	3				3	33. 3%		
未	林		業	7	女	5					4	80.0%	4				4	4	4				4	100.0%	1.0	
					計	16		i :			13	81. 3%	10				10	10	7				7	53. 8%	1.9	
程	١.				男	8	_			1	5	62.5%	4				4	4	3	İ			3	60.0%	1.7	3
	水		産	3	女	2		1		_	2	100.0%					0						_	40.00/		
度					計	10				1	7	70.0%	4			0	4	4				0	3	42. 9%		
~	44	^ 1		0.0	男	40	30	!		6	36		27			3	30			İ		3	22	61. 1%		
	総	合 土	木	26	女	5		1		3	4	80.0%	1			1	2	2	1			1	2	50.0%		
					計	45				9	40	88.9%	28			4	32		20			4	24	60.0%		
	7-11-		<i>5:5</i>	0		6	_	1			5	83.3%	5				5	5	4	İ			4	80.0%	1. 3	3
	建		築	3	女計	7	1	i i			1	100.0%	1				6	1 c					0	0.0%	1 5	,
					男	9	_				7	85. 7% 77. 8%	6 5				0	6	4				4	66. 7% 28. 6%	1. 5 3. 5	
	1 664		械	3	女	9	1				1	11.8%	Э				Э	4	4				2	28.0%	ა. ა	۷
	機		1773	J	計	9	7				7	77.8%	5				5	4	2				2	28. 6%	3. 5	9
					男	15					14	93.3%	12				12		5	+			<u>Z</u>	28. 0% 35. 7%	2. 8	
	電		気	5	女	19	14				14	93.3%	12				12	11	υ				Э	33. 1%	4.8	5
	电		JΧ	Э	計	1 5	11				1.4	93. 3%	12				12	11	5				5	35. 7%	2.8	_
	<u> </u>				ĦΤ	15	14				14	93.3%	12				12	11	Б		į		อ	ან. /%	۷. 8) 5

試験		試験	区分		採用予	定	性	受験申记	\$	受験	者数	(B)		受験率	第1	次試験	合格	者数	(C)	第2次試験	最終	冬合本	各者数()	D)	最終合格	最終倍率	採用者数
種類					人	員	別	者数 (A)	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	(B)/(A)	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	受験者数	大学卒 知	豆大卒	高校卒 その	他計	率(D)/(B	(B)/(D)	H27. 5. 1現在
							男	4	1 26		1	3	30	73.2%	6			1	7	6	1				3. 39	30.0) 1
	警	察	事	務	5		女	3	3 22	1	1	1	25	75.8%	8				8	8	7				7 28.09	3.6	5
							計	7	48	1	2	4	55	74. 3%	14			1	15	14	8			;	14. 59	6.9	6
大							男	1	3 9		1		10	76.9%	4		1		5	5	1				1 10.09	10.0) 1
学	情	報	処	理	1		女		O																		
1							計	1	3 9		1		10	76. 9%	4		1		5	5	1				10.09	6 10.0) 1
卒							男		6 4				4	66.7%	4				4	3	1				25. 09	4.0	1
	少	年	補	導	1		女		4 2				2	50.0%	2				2	2	1				50.09	6 2.0	1
業							計	1) 6				6	60.0%	6				6	5	2				2 33. 39	6 3.0) 2
程							男	1	3 8			1	9	69.2%	5			1	6	6	2			1	33. 39	3.0	3
1111	総	合	土	木	4		女		4 3			1	4	100.0%	3			1	4	4	1			1	2 50.09	2.0	1
度	(1	1月	実施	<u>ii</u>)			計	1	7 11			2	13	76. 5%	8			2	10	10	3			2	38. 5	6 2.6	6 4
							男	45	337	1	3	16	357	78. 5%	157	0	1	6	164	156	69	0	0	4 7	3 20. 49	6 4.9	68
	合			計	103	3	女	17	6 123	3	1	6	133	75. 6%	43	0	0	2	45	45	32	0	0	2 3	4 25. 69	6 3.9	30
							計	63	1 460	4	4	22	490	77. 7%	200	0	1	8	209	201	101	0	0	6 10	7 21.89	6 4.6	98

第1次試験: 6月22日 第2次試験:8月2日~7日

総合土木(11月実施) 第1次試験:11月30日 第2次試験:12月21日

試験	試験区分	採用予定	性	受験申込		受験	者数	(B)		受験率	第1	次試験	合格	者数	(C)	第2次試験	最	終合相	各者数(D)	最終合格	最終倍率	採用者数
種類		人員	別	者数 (A)	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	(B)/(A)	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	受験者数	大学卒	短大卒	髙校卒 その他	計	率(D)/(B)	(B)/(D)	H27. 5. 1現在
			男	22			12	9	21	95. 5%			1	5	6	6			2	2	9.5%	10.5	1
	一般事務	3	女	17		7	7	1	15	88.2%			2		2	2			2	2	13.3%	7. 5	2
			計	39		7	19	10	36	92.3%			3	5	8	8			2 2	4	11.1%	9.0	3
			男	12			4	8	12	100.0%			1	7	8	7			1 3	4	33.3%	3. 0	3
	総合土木	4	女	3			1	1	2	66. 7%			1	1	2	2			1 1	. 2	100.0%	1.0	1
			計	15			5	9	14	93. 3%			2	8	10	9			2 4	. 6	42.9%	2. 3	4
			男	90	53	1	9	4	67	74.4%	20		1	1	22	21	6			6	9.0%	11. 2	5
	学校事務A	13	女	61	36	3	3	4	46	75.4%	10				10	8	7			7	15. 2%	6.6	6
	(出雲地区)		計	151	89	<u> </u>	12	8	113	74.8%	30		1	1	32	29	13			13	11.5%	8. 7	
			男	21	15		2	2	19	90.5%	9				9	8	2			2	10.5%	9. 5	2
	学校事務A	3	女	5	3		1		4	80.0%	1				1	1	1			1	25.0%	4. 0	1
高	(石見地区)		計	26	18		3	2	23	88. 5%	10				10	9	3			3	13.0%	7. 7	3
			男	9	6	1		1	8	88.9%	3			1	4	1	0			0	0.0%		
校	学校事務A	1	女	2	1				1	50.0%					0								
卒	(隠岐地区)		計	11	7	1		1	9	81.8%	3			1	4	1				0	0.0%	,	
علاد			男	31		2	10	17	29	93. 5%		2	4	8	14	12			4 1	5	17. 2%	5.8	2
業	学校事務B	9	女	19		10	5	4	19	100.0%		5	2	4	11	10		2	1 1	4	21.1%	4.8	3
程	(出雲地区)		計	50		12	15	21	48	96.0%		7	6	12	25	22		2	5 2	9	18.8%		
度			男	9			6	3	9	100.0%			2	3	5	4			1	1	11.1%	9.0	1
及	学校事務B	2	女	3			2	1	3	100.0%			1	1	2	1			1	1	33. 3%		
	(石見地区)		計	12			8	4	12	100.0%			3	4	7	5			1 1	. 2	16. 7%	6.0	1
			男	1			1		1	100.0%			1		1	1				0	0.0%	,	
	学校事務B	1	女	1		1			1	100.0%		1			1	1		1		1	100.0%	1.0	1
	(隠岐地区)		計	2		1	1		2	100.0%		1	1		2	2		1		1	50.0%	2. 0	1
			男	15		1	9	5	15	100.0%		1	4	2	7	6			2 1	. 3			3
	警察事務	3	女	21		5		2	19	90.5%		1	7	1	9	8			3	3			
			計	36		6		7	34	94. 4%		2	11	3					5 1	6	, .		
			男	210	74	1		49		86. 2%	32		14	1	76		8	0	8 7	23	1		
	合計	39	女	132	40	1	i	13		83. 3%	11	: :	13	•	38	33	8	3	7 3				
			計	342	114	31	84	62	291	85. 1%	43	10	27	34	114	99	16	3	15 10	44	15.1%	6. 6	34

第1次試験:9月28日 第2次試験:10月26日~10月28日

試験	試験区分	採用予算	色 性	受験申込		受験	者数	(B)		受験率	第1	次試験	合格	者数	(C)	第2次試験	最	終合格	者数	(D))	最終合格	最終倍率	採用者数
種類		人」	別	者数 (A)	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	(B)/(A)	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	受験者数	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	率(D)/(B)	(B)/(D)	H27. 5. 1現在
			男	10	7	2			9	90.0%	4				4	4					0	0.0%		
	司 書	3	女	30	14	11			25	83.3%	4	3			7	7	2	2			4	16.0%	6.3	3
資			計	40	21	13			34	85.0%	8	3			11	11	2	2			4	11.8%	8.5	3
			男	4	3			1	4	100.0%	3			1	4	4	1				1	25.0%	4.0	1
格	診療放射線技師	2	女	4	1	1		1	3	75.0%	1	1			2	2	1				1	33.3%	3.0	1
免			計	8	4	1		2	7	87. 5%	4	1		1	6	6	2				2	28.6%	3.5	2
兀			男	5	2			2	4	80.0%	2			1	3	2	1				1	25.0%	4.0	1
許	保健師	5	女	15	9	1		4	14	93.3%	6			3	9	7	4			1	5	35. 7%	2.8	5
TOLA			計	20	11	1		6	18	90.0%	8			4	12	9	5			1	6	33. 3%	3.0	6
職			男	19	12	2	0	3	17	89. 5%	9	0	0	2	11	10	2	0	0	0	2	11.8%	8. 5	1
	合計	10	女	49	24	13	0	5	42	85. 7%	11	4	0	3	18	16	7	2	0	1	10	23. 8%	4. 2	8
			計	68	36	15	0	8	59	86. 8%	20	4	0	5	29	26	9	2	0	1	12	20. 3%	4. 9	9

第1次試験:9月28日 第2次試験:10月26日~10月28日

試験	試験区分	採用予	定	性	受験申込		受験	者数	(B)		受験率	第1	次試験	合格	者数	(C)	第2次試験	最	終合格	¥者数(I))	最終合格	最終倍率	採用者数
種類		人	員	別	者数(A)	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	(B)/(A)	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	受験者数	大学卒	短大卒 髙	島校卒 その何	計	率(D)/(B)	(B)/(D)	H27. 5. 1現在
				男	52	43		1	3	47	90.4%	13			1	14	14	4			4	8.5%	11.8	3
	行政	6		女	17	14	1		1	16	94.1%	4				4	4	2			2	12.5%	8.0	2
				計	69	57	1	1	4	63	91. 3%	17			1	18	18	6			6	9. 5%	10. 5	5
				男	18	8		1	3	12	66. 7%	7			1	8	8	5			5	41.7%	2. 4	5
経	総合土木	5		女	1	1				1	100.0%	1				1	1				0	0.0%		
験				計	19	9		1	3	13	68.4%	8			1	9	9	5			5	38. 5%	2. 6	5
100 000				男	82	39		1	4	44	53. 7%	12				12	8	4			4	9.1%	11.0	3
者	行政	4		女	21	17	1	1		19	90.5%	6				6	6	2			2	10.5%	9. 5	2
	(11月実施)			計	103	56	1	2	4	63	61. 2%	18				18	14	6			6	9. 5%	10.5	5
				男	152	90	0	3	10	103	67. 8%	32	0	0	2	34	30	13	0	0 (13	12. 6%	7. 9	11
	合計	15		女	39	32	2	1	1	36	92. 3%	11	0	0	0	11	11	4	0	0 () 4	11. 1%	9. 0	4
				計	191	122	2	4	11	139	72. 8%	43	0	0	2	45	41	17	0	0	17	12. 2%	8. 2	15

第1次試験: 6月22日 第2次試験:7月19日

行政(11月実施) 第1次試験:11月30日 第2次試験:1月10日

試験	試験区分	採用予定	性	受験申込		受験	者数 ((B)		受験率	第1	次試験	合格	者数	(C)	第2次試験	最	終合格	各者数	(D))	最終合格	最終倍率	採用者数
種類		人員	別	者数 (A)	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	(B)/(A)	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	受験者数	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	率(D)/(B)	(B) / (D)	H27. 5. 1現在
			男	19	14				14	73. 7%	8				8	8	2				2	14. 3%	7. 0	2
	一般事務	2	女	12	6	3	1		10	83.3%	2				2	2					0	0.0%		
地	(石見地区)		計	31	20	3	1		24	77. 4%	10				10	10	2				2	8. 3%	12.0	2
76			男	10	6				6	60.0%	5				5	4	1				1	16. 7%	6. 0	1
区	一般事務	2	女	3	1		1	1	3	100.0%	1			1	2	2	1				1	33.3%	3. 0	1
1 111	(隠岐地区)		計	13	7		1	1	9	69. 2%	6			1	7	6	2				2	22. 2%	4. 5	2
別			男	29	20	0	0	0	20	69.0%	13	0	0	0	13	12	3	0	0	0	3	15.0%	6. 7	3
	合計	4	女	15	7	3	2	1	13	86. 7%	3	0	0	1	4	4	1	0	0	0	1	7. 7%	13. 0	1
			計	44	27	3	2	1	33	75. 0%	16	0	0	1	17	16	4	0	0	0	4	12. 1%	8. 3	4

第1次試験: 6月22日 第2次試験:7月19日

試験	試験区分	採用予定	性	受験申込	受	験者	数(B)		受験率	第1	次試験	合格	者数	(C)	第2次試験	最	終合	格者数	t (D))	最終合格	最終倍率	採用者数
種類		人員	別	者数(A)	大学卒 短	大卒 高村	交卒 その	の他	H ((B) / (A)	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	受験者数	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	率(D)/(B)	(B)/(D)	H27. 5. 1現在
	大学卒	33	男	202	156			1	56	77. 2%	135				135	107	50				50	32. 1%	3. 1	27
	(第1回)	6	女	22	20				20	90.9%	14				14	11	6				6	30.0%	3. 3	4
		39	計	224	176			1	76	78.6%	149				149	118	56				56	31.8%	3. 1	31
	大学卒	1	男	4	4				4	100.0%	4				4	4	1				1	25.0%	4.0	1
	(第1回)		女																					
	(武道)	1	計	4	4				4	100.0%	4				4	4	1				1	25. 0%	4.0	1
警	大学卒	6	男	72	43				43	59.7%	31				31	26	9				9	20.9%	4.8	8
	(第2回)	1	女	7	4				4	57.1%	3				3	3	1				1	25.0%	4.0	1
察		7	計	79	47				47	59. 5%	34				34	29	10				10	21. 3%	4. 7	9
尔		18	男	119			66	24	90	75.6%			48	21	69	66			19	5	24	26. 7%	3.8	23
官	高校卒業程度	3	女	30		1	20	2	23	76.7%		1	13	1	15	15		1	6		7	30.4%	3. 3	7
		21	計	149		1	86	26 1	13	75.8%		1	61	22	84	81		1	25	5	31	27. 4%	3.6	30
		1	男	2				1	1	50.0%				1	1	1				0	0	0.0%		
	高校卒業程度		女																					
	(武道)	1	計	2				1	1	50.0%				1	1	1					0	0.0%		
		59	男	399	203	0	66	25 2	94	73. 7%	170	0	48	22	240	204	60	0	19	5	84	28. 6%	3. 5	59
	合計	10	女	59	24	1	20	2	47	79. 7%	17	1	13	1	32	29	7	1	6	0	14	29. 8%	3. 4	12
		69	計	458	227	1	86	27 3	41	74. 5%	187	1	61	23	272	233	67	1	25	5	98	28. 7%	3. 5	71

大学卒 (第1回) ·······第1次試験:5月11日、第2次試験:6月14日~19日 大学卒 (第2回) ········第1次試験:9月21日、第2次試験:11月3日~5日 高校卒業程度·······第1次試験:9月21日、第2次試験:11月2日~5日

(イ) 昇任試験

現在実施している昇任試験は、警察官の階級(警部・警部補・巡査部長)の各職への昇任試験のみであり、その実施については警察本部長に委任している。

(職員の任用に関する権限を委任する規則第2条第1項第6号)

a 試験実施概要

試験の				部	式 験 日 科	<u>.</u>	試 験	内	容		
種類	区	分	受験資格	試験実施 通 知 日	第1次 試 験	第2次 試 験	第1次試験	第	第2岁	欠試懸	奂
警 部 昇任試験	1	般	警部補とした 朝間が4年 以上の者	7月9日	(法学試験) 9月1日 (1次試験) 10月10日	11月17日	(法学試験) 筆記試験3科目 勤務成績等評定 (1次試験) 筆記試験5科目 勤務成績等評定	口術	述科	試試	験験
警 部 補 昇任試験	1	般	巡した期間を を を を を は り り り り り り り り り り り り り り	7月9日	(予備試験) 9月2日 (1次試験) 10月8日	11月18日	(予備試験) 五肢択一式50問 勤務成績等評定 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口術	述科	試試	験
升任訊練	専	門	巡した期 主で期 り を を り り り り い り り り り り り り り り り り り	7月9日	10月8日	11月18日	筆記試験 5 科目 勤務成績等評定	口術	述科	試試	験験
巡査部長	_	般	巡勤 間 4年(大 とした(大 をした(大 を を は 2年)以 上 の 者	7月9日	(予備試験) 9月3日 (1次試験) 10月9日	11月21日	(予備試験) 五肢択一式50問 勤務成績等評定 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口術	述科	試試	験
型	専	門	巡勤間2年(大) を とした(大) を とした(大) を で は 8年(大) を で が 35 歳 との 者	7月9日	10月9日	11月21日	筆記試験 5 科目 勤務成績等評定	口術	述科	試試	験

b 試験実施結果

		申	込	予	備試	験	第二	L次記	式 験	第2次	最終	昇 任
試験の種類	区分	者	数	受 験 者 数	受験率	合 者 数	受 験 者 数	受験率	合 者 数	試験合格者数	合格率	者数
警部昇任試験	一般		214	210	98. 1	77 ^人	77 ^人	100. 0	20	12	15. 6	12 12
警 部 補	一般	*	223	※ 220	98.7	91	118	100.0	42	32	27. 1	32
子 市 州 昇 任 試 験	専門		6	_	_	_	6	100.0	3	1	16. 7	1
升任武俠	計	*	229	※ 220	98. 7	91	124	100.0	45	33	26. 6	33
巡査部長	一般	*	301	※ 301	100.0	108	126	100.0	62	52	41.3	52
型 组 前 校 昇 任 試 験	専門		7	_	_	_	7	100.0	4	2	28. 6	2
开工武俠	計	*	308	※ 301	100.0	108	133	100.0	66	54	40.6	54
合	計	*	751	※ 731	99. 1	276	334	100.0	131	99	29.6	99

イ 選考

職員の採用選考及び昇任選考の状況は、(ア)及び(イ)のとおりである。

(ア) 採用選考

a 適用根拠規定状況

		部 局	知 事 部 局	病 院 局	教育委員会	警 察 本 部	委員会等	計
職員の	第 7 条	細則第3条第1号・2号 ・8号 (行政職3級以上・公安職 4級以上)	5 (5)	_	_ ^	16 (16)	_ ^	21 (21)
任	第	細則第3条第3号 (海事職)	1	-	1			2
用に	2 号	細則第3条第4号 (研究職の2級以上)	1	ı		-	_	1
関	Þ	細則第3条第5号~7号 、9~11号 (医療職)	7	56				63
する		条第5号 の地方公共団体又は国の在 斉)	5 (5)		1 (1)	7 (7)	1 (1)	14 (14)
規		条第6号 つて職員であった者)	_		-	_	_	_
則	第7 (競 な耶	条第7号・8号 争試験を行うことが不適当 哉)	5	l	3	_	_	8
		は団体の一般職の任期付職 目に関する法律第3条	2		-	-	-	2
		は団体の一般職の任期付研 採用等に関する法律第3条	_	_	-	-	_	-
		合 計	26 (10)	56	5 (1)	23 (23)	1 (1)	111 (35)

(注) ()内は割愛採用で、内数である。

b 職種別状況

職 種	部局	知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
	部·次長級	1					1
	課長級	4			1		5
	ク゛ルーフ゜リータ゛ー	2					2
行 政 職	企 画 員	1					1
	主任・主任主事・主任技師・主事・技師級	7		1	1	1	1 0
	1	1 5		1	2	1	1 9
	警 視				2		2
	警部・警部補級				1 3		1 3
公 安 職	巡查部長				6		6
	巡查						
	計				2 1		2 1
海 事 職		1		1			2
研究職	学 芸 員						
7, 72 1,7	研 究 員	1		3			4
医療職(一)	医 師	4	1				5
医療職(二)		3	2				5
医療職(三)			5 3				5 3
任期付職員		2					2
合	計	2 6	5 6	5	2 3	1	1 1 1

c 公開選考試験実施結果 (a及びbの一部)

試験	試験区分	採用予定	性	受験申込		受験	者数	(B)		受験率	第1次試験	合格	者数	(C)	第2次試験	最	終合	格者数	女 (D))	最終合格	最終倍率	採用者数	備考
種類		人員	别	者数(A)	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	(B)/(A)	大学卒 短大卒	高校卒	その他	計	受験者数	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	率(D)/(B)	(B)/(D)	H26. 5. 1現在	
			男	1	1				1	100.0%						0				0	0.0%			
	原子力	1	女	0								第2	次試験	なし										6/22~
			計	1	1				1	100.0%										0	0.0%		0	6/23実施
			男	4	3				3	75.0%	3			3	3	1				1	33.3%		1	1次:6/22
	文化財研究員	1	女	1	1				1	100.0%	1			1	1					0	0.0%			
	(歴史美術)		計	5	4				4	80.0%				4	4	1				1	25. 0%	4.0	1	2次:8/8
			男	7	7	i .			7	100.0%	4			4	4	1				1	14. 3%		1	1次:6/22
	文化財研究員	1	女	2	0				0	0.0%														
	(日本中世史)		計	9	7				7	77.8%				4	4		<u> </u>			1	14. 3%			2次:8/8
			男	10	9	1			9	90.0%	6			6	6	1				1	11. 1%		1	1次:6/22
	文化財研究員	1	女	7	6	i			6	85. 7%	1 :					ا ا								
	(日本古代史)		計	17	15				15	88. 2%	6	İ		6	6					1	6. 7%			2次:8/8
	獣医師	9	男士	2 2	2 2				2	100.0%		笠の)	次試験	+>1		2	1			2	100. 0% 100. 0%	1.0		2 /00
選	影医師	9	女 計	∠ 4	4	1			ے 4	100.0% 100.0%		\$P △ (人叫映	./L U		2 4	i .			4	100.0%	1. 0 1. 0		6/22~
考			男	1	0				0	0.0%						4				4	100.0%	1.0	<u> </u>	6/23実施
75	薬剤師	3	女	0	U				U	0.070		第27	次試験	なし										
試	ACA100	O	計	1					0	0.0%) 1 L	DCB VOX										0	
E/V			男	3	1		2		3	100.0%								1		1	33. 3%	3. 0		
験	身体障がい者対象	2	女	0	_		_					第2	次試験	なし										
	(一般事務)		計	3	1		2		3	100.0%								1		1	33. 3%	3.0	1	10/19実施
			男	0																				
	身体障がい者対象	1	女	0								第2	次試験	なし										
	(学校事務)		計	0																			0	
			男	13	8			1	9	69. 2%	3		1	4	4	1				1	11.1%	9.0	1	1次:10/19
	鳥獣対策	1	女	2	0				0	0.0%														
			計	15	8			1	9	60.0%	3		1	4	4	1				1	11. 1%		-	2次:11/22
			男	3	1			2	3	100.0%		tota -							1	1	33. 3%	3. 0	1	
	船舶乗組員	1	女	0								第2	次試験	なし										
	(航海)		計	3	1	<u> </u>	<u> </u>	2	3	- '							<u> </u>	<u> </u>	1	1	33. 3%	3. 0	1	10/19実施
	1 == 4-1-111 / /	6	男	2					0	0.0%		# 0 \	√ 1 → 1 ← 1 √	4.1										
	水産練習船乗組員	2	女	0					_	0.00		弗 2 ₹	次試験	<i>、</i> よし										
	(航海)		計	2		<u>i</u>	ļ.		0	0.0%							ļ.	ļ	į				0	

試験	試験区分	採用予定	性	受験申込		受験	者数	(B)		受験率	第1次	試験合	格者	数(C) }	第2次試験	最	終合	格者数	女 (D))	最終合格	最終倍率	採用者数	備考
種類		人員	別	者数(A)	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	(B)/(A)	大学卒 短	大卒 高橋	交卒 その	の他	+ 4	受験者数	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	率(D)/(B)	(B)/(D)	H26. 5. 1現在	
			男	1				1	1	100.0%										1	1	100.0%	1.0	1	
	水産練習船乗組員	1	女	0								第	2 次記	式験な	し										
	(機関)		計	1				1	1	100.0%										1	1	100.0%	1.0	1	10/19実施
			男																						
	水産練習船乗組員	1	女									第	2 次計	式験な	し										
	(通信)		計	0																				0	
			男	1					0	0.0%															
	警備艇乗組員	1	女	0								第	2 次計	式験な	し										
	(機関)		計	1					0	0.0%														0	
選			男																						
考	水産練習船乗組員	1	女									第	2 次計	式験な	し										
与	(通信)		計	0																				0	(追加募集)
試			男	2	2				2	100.0%							1				1	50.0%	2.0	1	
	職業訓練指導員	1	女	1		1			1	100.0%		第	2 次記	式験な	し						0	0.0%			
験	(介護サービス科)		計	3	2	1			3	100.0%							1				1	33. 3%	3. 0	1	11/15実施
			男	1	1				1	100.0%											0	0.0%			
	職業訓練指導員	1	女	1				1	1	100.0%		第	2 次記	式験な	し					1	1	100.0%	1.0	1	
	(事務ワーク科)		計	2	1			1	2	100.0%			•							1	1	50.0%	-	-	11/15実施
			男	13	13				13	100.0%	6				6	6	1				1	7. 7%	13.0		1次:書類選考
	中山間地域研究員	1	女	2	2				2	100.0%											0	0.0%			2次:12/6
			計	15	15		<u> </u>	<u> </u>	15						6	6	1		<u> </u>		1	6. 7%			\sim 12/7
			男	64	48	0	. –		54	84. 4%	1 1	0	0		23	23	8	0	1	2	11	20. 4%			
	合計	30	女	18	11	1	0	1	13	72. 2%	1 1	0	0	0	1	1	2	0		•	3				
			計	82	59	1	2	5	67	81. 7%	23	0	0	1 :	24	24	10	0	1	3	14	20. 9%	4. 8	11	

試験	試験区分	採用予定	性	受験申込	受	験者数	(B)		受験率	第1次試験合格者数 (C)	第2次試験	最	終合格	者数(D)	最終合格	最終倍率	採用者数	備考
種類		人員	別	者数(A)	大学卒	短大卒 高校	交卒 その他	計	(B)/(A)	大学卒 短大卒 高校卒 その他 計	受験者数	大学卒	短大卒 高	雨校卒 その他	計	率(D)/(B)	(B)/(D)	H26. 5. 1現在	
			男	2		1	1	2	100.0%				1		1	50.0%	2.0	1	
	看護師	(若干名)	女	3		1	2	3	100.0%	第2次試験なし			1	1	2	66. 7%		2	H26. 6. 22
			計	5		2	3	5					2	1	3	60.0%		3	
選		, ,	男	11	3	!	7	10				2		5		70.0%		7	H26. 8. 16
迭	看護師	(40)	女	54	19	!!	30	53				19	3	24				39	~
考			計	65		4	37	63	96.9%			21	3	29	53	84. 1%	1.2	46	H26. 8. 17
→ b	⊓L ★★★★★		男	0						Mr 0 1/4 = 4 F/4 A 1									
試	助産師	(若干名)	女	0						第2次試験なし									H26. 6. 22
験			計男	0														0	******
	助産師	(4)		5	4			1	80.0%	第2次試験なし		4			4	100.0%	1.0	4	H26. 8. 16 ∼
معن	功/生師	(4)	女計	5	4			4	80.0%	労 2 次 叫衆な し		4			4	100.0%		4	H26. 8. 17
病			男	1	4 1			1	100.0%			4			0	0.0%		4	1120.0.11
院	臨床検査技師	(1)	女	5	4			4	80.0%	第2次試験なし		1			1	25. 0%		1	H26. 10. 4
	四次 10 天 10 日 10 日 10 日 10 日 10 日 10 日 10 日	(1)	計	6	_			5				1			1	20.0%		1	1120, 10, 4
局			男	2			2	2	+						0	0.0%		_	
$\overline{}$	臨床工学技士	(1)	女	1	1			1	100.0%	第2次試験なし		1			1	100.0%		1	H26.11.8
			計	3	1		2	3				1			1	33. 3%			
			男	16	4	1	0 10	15	93. 8%			2	1	0 5	8	53. 3%			
	合計	(46)	女	68	28	5	0 32	65	95. 6%			25	4	0 25	54	83. 1%	1. 2	47	
			計	84	32	6	0 42	80	95. 2%			27	5	0 30	62	77. 5%	1. 3	55	

(イ) 昇任選考

a 級別昇任者数

		1			1	1	
	部局級	知事部局	病院局	企業局、議会、 各委員会等	教育委員会	警察本部	計
,	9	6	1	2	1		10
	8	15		1	1		17
	7	20	1	1	2	1	25
行 政 職	6	54	1	2	12		69
13 50 150	5	78	1	4	13	6	102
	4	93	2	4	25	12	136
	3	32	3	1	10	4	50
	2	59	3	3	19	8	92
	計	357	12	18	83	31	501
	9	331	12	10	0.5	2	2
	8					8	8
	7					7	7
						21	21
公 安 職	5					37	37
	4					32	32
	3						
	2					107	107
	計					107	107
	5						
	4						
海 事 職	3				1		1
	2						
	計				1		1
	5						
	4	2					2
研究職	3	6			2		8
	2						
	計	8			2		10
	4	2	1				3
医療職(一)	3		1				1
	2	3	3				6
	計	5	5				10
	7						
	6	5	1				6
	5	6	3				9
医療職(二)	4	4	4				8
	3	7	9				16
	2	1	1				2
	計	23	18				41
	7						
	6	1	2				3
	5	1	6				7
医療職(三)	4	2	26				28
, , , , , ,	3	1	53				54
	2	1					
	計	5	87				92
合	計	398	122	18	86	138	762
н	ΗI	570	1	10	50	150	, 52

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、平成 26 年 10 月 17 日、県議会及び知事に対し、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与について勧告した。その概要は次のとおりである。

(ア) 職員の給与等に関する報告

a 職員給与等の状況

県職員の平成26年4月1日現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数等

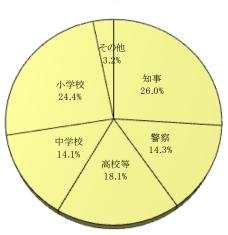
	_			X	分	職員数(構成比)	平均	年齢	平均経	験年数
給	料	表	_	<u> </u>		平成26年	平成25年	平成26年	平成25年	平成26年	平成25年
						人	人	歳	歳	年	年
行		頂	女		職	3, 786	3, 804	44.3	44.3	22.9	22. 9
						(30.4%)	(30.3%)				
公		3	÷		職	1, 491	1, 477	38. 7	39.0	17.5	17.8
					1194	(12.0%)	(11.8%)	00.1	00.0	11.0	11.0
海		喜	ŧ		職	46	46	41.0	40. 2	21.0	20.2
17季		٦	pr.		相权	(0.4%)	(0.4%)	41.0	40. 2	21.0	20.2
7711		17	5 75		1441	243	251	40.0	40.0	10 1	10 1
研		3	ī		職	(2.0%)	(2.0%)	42.3	42. 2	19. 1	19. 1
15.5	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	m t. h		-	\	43	42	44.0	45 4	10.5	10.4
医	療	職	(1)	(0.3%)	(0.3%)	44.8	45. 4	18. 7	19. 4
		votel.	,		`	100	102			10.0	
医	療	職	(2)	(0.8%)	(0.8%)	42.7	42.6	19. 0	18. 7
		wel.l.	,		,	70	70				
医	療	職	(3)	(0.6%)	(0.6%)	41.5	41. 7	19. 2	19.4
						2, 041	2, 065				
高	等 =	学 校	等	教育	新職	(16. 4%)	(16.4%)	44. 4	44. 3	21.7	21.6
						4,637	4, 698				
中:	学校	及び!	小学	校教	育職	·		46.5	46. 2	23.8	23.5
						(37. 2%)	(37.4%)				
						12, 457	12, 555				
<u>{</u>	7				計		·	44. 4	44.3	22.2	22. 1
						(100.0%)	(100.0%)				

(注)構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

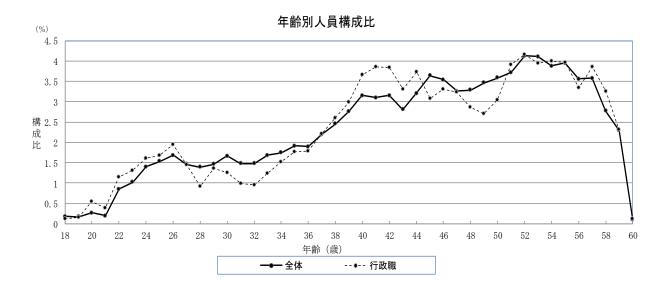
給料表別職員構成比

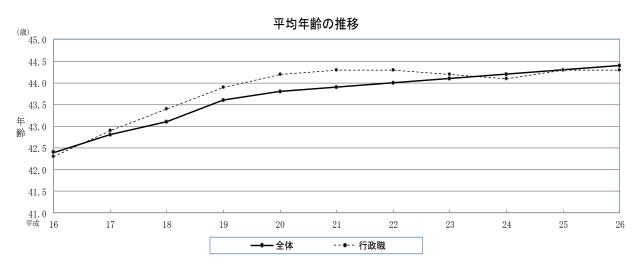
中学校及び
小学校教育
職
37.2%

高等学校等
12.0%
教育職
16.4%



部局別職員構成比





職員の平均給与月額の状況

区分	全耳	戦 員	行 政 職	の職員
項目	平成26年	平成25年	平成26年	平成25年
	円	円	円	円
給料	364, 611	365, 101	338, 523	339, 920
管 理 職 手 当	6, 213	6, 203	7, 994	7, 961
扶 養 手 当	10, 430	10, 663	11, 429	11, 683
地 域 手 当	463	464	572	603
住 居 手 当	3, 761	3, 696	2,681	2, 503
特地勤務手当	3, 886	3, 979	2,840	2, 920
その他	2, 311	2, 319	1, 783	1, 855
合 計	391, 675	392, 425	365, 822	367, 445

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに経過措置額を含む。
 - 2 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)及びへき地手当(準ずる手当を 含む。)の合計額である。
 - 3 その他は、単身赴任手当等である。

b 民間給与等の状況

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所260のうちから層化無作為抽出法により抽出した143事業所を対象に「平成26年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち138事業所の調査を完了した。

本年の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、97.2%と極めて高いものとなっている。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種 3,867 人及び医師等職種 1,010 人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等についても調査を行った。

なお、民間企業の組織形態の変化に対応するため、本年調査から、基幹となる役職段階(部長、課長、係長、係員)が置かれている民間事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が①部長と課長の間に位置づけられる従業員、②課長と係長の間に位置づけられる従業員、③係長と係員の間に位置づけられる従業員についても個人別の給与月額等を把握することとした。

(a) 本年の給与改定等の状況

i 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 39.9% (昨年 43.1%) 、高校卒で 36.2% (同 27.1%) となっている。そのうち初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で 80.4% (同 95.0%) 、高校卒で 84.5% (同 96.5%) 、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で 18.6% (同 5.0%) 、高校卒で 14.4% (同 3.5%) となっている。

ii 給与改定の状況

一般の従業員(係員)の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は28.1%(昨年17.5%)、ベースアップを中止した事業所の割合は17.7%(同30.9%)となっている。

また、一般の従業員(係員)の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は75.3%(同79.1%)、定期昇給を停止した事業所の割合は1.2%(同3.3%)であった。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合が21.9%(同18.3%)、減額となっている事業所の割合が4.1%(同10.2%)となっている。

民間における給与改定の状況

(単位:%)

項 目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	28. 1	17. 7	0. 0	54. 2
	(17. 5)	(30. 9)	(0. 0)	(51. 6)
課長級	24. 5	20. 8	0. 0	54. 7
	(14. 4)	(32. 8)	(0. 0)	(52. 8)

⁽注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。

^{2 ()} 内の数字は、平成25年の割合である。

民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

項目	定期昇給	定期昇給	ま施			⇔ ₩ 目 ₩	定期昇給
役職段階	制度あり		昨年に 比べ増額	昨年に 比べ減額	昨年と 変化なし	定期昇給 停 止	制度なし
係員	76. 5 (82. 4)	75. 3 (79. 1)	21. 9 (18. 3)	4. 1 (10. 2)	49. 3 (50. 6)	1. 2 (3. 3)	23. 5 (17. 6)
課長級	72. 3 (77. 4)	71. 1 (74. 0)	19. 9 (19. 2)	4. 2 (10. 6)	47. 0 (44. 2)	1. 2 (3. 4)	27. 7 (22. 6)

- (注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。
 - 2 () 内の数字は、平成25年の割合である。

c 物価及び生計費

本年4月の消費物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ、全国で3.4%、松江市で3.3% とそれぞれ増加している。

また、勤労者世帯における消費支出(総務省「家計調査」)等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ186,730円、212,890円及び239,050円となっている。

d 都道府県職員の給与

先に総務省が公表した平成25年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数(行政職) の平均は、107.4であった。

本県のラスパイレス指数は 105.5 (平成 24 年 104.9) となっており、全国でも低い水準となっている。

なお、今回の指数が 100 を超えているのは、国において平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 2 年間、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成 24 年法律第 2 号)」に基づく給与減額支給措置が講じられていたことによるものであり、この措置がないとした場合の参考値は 97.5 である。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況

(平成25年4月1日現在)

指数分布区分	都道府県数
110以上	4
105以上110未満	4 0
100以上105未満	2
100未満	1
都道府県平均指数 (参 考 値)	107.4 (99.3)
島 根 県 (参 考 値)	1 0 5. 5 (9 7. 5)

備考 ラスパイレス指数:地方公共団体の一般行政職の給料額と国の 行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数 別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、 国を100としたもの。

e 人事院勧告の概要(省略)

f 職員給与と民間給与との比較

(a) 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を 比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては 公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較(ラスパイレス方式)を行っている。

なお、本年の比較に当たっては、bで述べた①部長と課長の間に位置づけられる 従業員、②課長と係長の間に位置づけられる従業員、③係長と係員の間に位置づけ られる従業員については、その役職、職能資格又は給与上の等級(格付)を踏まえ、 それぞれ部次長、課長代理、主任として取り扱うこととした。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与371,043円に対して職員給与は370,119円であり、職員給与が924円(0.25%)下回っている。

職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較 差 A-B ((A-B)/B×100)
371, 043円	370, 119円	924円 (0.25%)

⁽注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は aの表「職員の平均給与月額の状況」の額とは異なっている。

(b) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、 平均所定内給与月額の3.81月分に相当していた。これは、昨年(3.70月分)より 増加しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(3.70月)を0.11 月分上回っている。

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給(A)	職員の期末・勤勉手当(B)	差 (A-B)	
3.81月分	3. 70月	0.11月分	

g 本年の給与改定

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、様々な角度から 慎重に検討を重ねた結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、 次のとおり報告する。

(a) 月例給

本年の民間事業所の給与等の状況をみると、一般の従業員(係員)で、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年と比べ10ポイント以上増加していることや、 定期昇給の昇給額について昨年と比べて増額となった事業所の割合が増加し、減額 となった事業所の割合が減少していることなど、改善の傾向が見られた。

このような状況の中で、本年4月分の給与について、職員給与と職種別民間給与 実態調査に基づく民間給与を比較すると、f(a)のとおり、職員給与が民間給与を 924円(0.25%)下回っている。

よって、月例給については、民間給与水準と均衡させるよう引上げ改定すること が適当と判断した。

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、本年8月に人事院が勧告した俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮し、人事院が勧告した俸給表に定める俸給月額に100分の99.83を乗じた給料表とする。

再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準 じた改定を行う。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、 行政職給料表と同様の改定を行うものとする。ただし、医療職給料表(1)については、 医師の人材を確保する観点から、人事院勧告に準じた改定を行うこととする。

なお、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものである ことから、同月に遡及して実施することとする。

(b) 期末手当·勤勉手当

f(b)のとおり、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(3.70月)は、 民間事業所の特別給の支給割合(3.81月分)を0.11月分下回っている。

よって、職員の期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合と均衡させるよう、0.10月分引き上げることが適当と判断した。

引上げに当たっては、国と同様に勤務実績に応じた給与の推進の観点から勤勉手当に配分することとし、本年度については、12月期の勤勉手当を0.10月分引き上げ、平成27年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ0.05月分ずつ引き上げることとする。

なお、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当 についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

(c) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、 人事院勧告に準じて改定を行い、本年4月に遡及して実施することとする。

(d) 通勤手当

交通用具利用者に係る通勤手当については、昨今のガソリン価格の上昇により、 改定の必要性について慎重に検討してきたところである。

その結果、ガソリン価格は上昇しているものの燃費が向上してきていることから 自動車の運行に係る経費は変わらないこと、県内の民間事業所における支給額と比 較すると概ね均衡していること、本年の人事院勧告後の国家公務員の手当額と比較 しても改定が必要と認められる状況ではないことから、本年においては改定を行わ ないこととする。

h 給与制度の総合的見直し

(a) 見直しの必要性

国においては、本年の報告で、平成18年度から実施した給与構造改革については一定の成果を得てきたとする一方、特に民間賃金の低い地域を中心に公務員給与が高いのではないか等の指摘が依然として見られること、職員構成の高年齢化や公的年金の支給開始年齢の段階的な引上げに伴い雇用と年金の接続を図ることが求められていること等を踏まえると給与カーブの見直し等が必要であること、公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた適正な処遇を実現することを通じて公務に必要な人材を確保し組織の能率的な運営を図っていく必要があること等の課題に対応するため、給与制度の総合的な見直しを行うこととしている。

本県においては、平成23年より、「制度」・「構造」は国に準じ、「水準」については県内民間給与水準との均衡を図ることを基本として勧告してきたところである。

給与水準については、全体として県内民間給与水準との均衡を図っているが、50 歳台の職員の給与水準が国と同様の傾向にあることから、その職員の給与水準の上 昇を抑え、早期に世代間の給与配分の適正化を図る必要があること、東西に長く離 島もある本県の地理的事情から、人事異動に伴い単身赴任せざるを得ない職員がい る実態があり、こうした職員の経済的負担を考慮する必要があることなど、本県に おいても国と同様の状況が見られる。また、本県の給与制度については、従来から 国の給与制度を基本としていることから、国に準じて見直しを行うこととする。

(b) 見直しすべき事項

i 給料表等の見直し

(i) 給料表の水準

国においては、地域間の給与配分及び世代間の給与配分の見直しの観点から、 医療職俸給表(一)を除き、俸給表水準を平均で2%引き下げることとし、1 級(全号俸)及び2級の初任給に係る号俸については引下げを行わない一方、 3級以上の高位号俸については、50歳台後半層における官民の給与差を考慮 して最大4%の引下げを行うこととしている。 また、この俸給表の見直しに伴い、新たな俸給表の俸給月額が平成27年3月31日に受けていた俸給月額に達しない職員に対しては、平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を支給することとしている。本県においては、前述のとおり「制度」・「構造」は国に準じ、「水準」については県内民間給与水準との均衡を図ることを基本としている。まず、「構造」に関し、世代間の給与配分については本県においても見直す必要があることから、今回、国に準じて給料表を見直すこととする。ただし、見直しに伴い給料月額が引下げとなる職員に配慮し、国と同様に3年間の経過措置を講ずることにより段階的に実施することが必要である。

具体的には、平成27年4月から、人事院が勧告した同月における国の俸給表に定める俸給月額に100分の99.83(g(a)で述べた本年の給与改定における国の俸給表に乗ずる割合と同じ割合)を乗じた給料表とし、新たな給料表の給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、その差額を給料として支給する。

これにより、「水準」に関し、見直し前の給与水準が維持されることから、 本年の県内民間給与水準との均衡を図ることができる。

今回、結果的に給料表の水準を国に準じて引き下げることとなるが、これは 世代間の給与配分の見直しを経過措置期間中に段階的に実施するための措置 であり、職員の給与水準の引下げを目的とするものではない。

したがって、職員の給与については、今後も従来どおり毎年の職種別民間給 与実態調査により把握した民間給与と比較した上で、県内民間給与水準との均 衡を図ることを基本として改定していくこととする。

なお、医療職給料表(1)については、医師の人材を確保する観点から、「構造」・「水準」とも国の俸給表を基本としているため、上記の給料表の見直しは行わないこととする。

(ii) 号給の増設

国においては、最大4%程度の引下げ改定を行う最高号俸には、50歳台前半層の職員も在職していることから、40歳台及び50歳台前半層の職員に対して勤務成績に応じた昇給機会を確保する観点から行政職俸給表(一)5級及び6級並びに公安職俸給表(一)6級及び7級等について、8号俸の増設を行うこととしている。

本県においても、国と同様に最高号給に在職している職員の昇給機会を確保する観点から、国の給与制度の総合的見直しに係る俸給表に準じて、行政職給料表5級及び6級、公安職給料表6級及び7級、高等学校教育職給料表2級及び特2級並びに中学校及び小学校教育職給料表2級及び特2級について、8号給の増設を行うこととする。

(iii) 給料等の1.5%減額支給措置の廃止

国においては、当分の間の措置として平成22年度から実施されている55歳を超える職員(行政職俸給表(一)6級相当以上)に対する俸給等の1.5%

減額支給措置について、今回、55歳を超える職員の給与の適正化を含めた俸 給表の水準の引下げ措置を講ずることから、廃止することとしている。

本県においても、平成24年4月から同様に給与等の減額支給措置を実施しているが、国の給与制度の総合的見直しに準じて給料表の見直しを行うことから廃止することとする。

ii 地域手当の見直し

県外事務所等の民間賃金の高い地域に勤務する職員の地域手当については、その地域の民間給与水準を考慮し、人事院勧告に準じて地域区分及び支給割合の見直しを行うこととする。

また、医療職給料表(1)適用者については、医師の処遇を確保する観点から人事院 勧告に準じて支給割合を 16%に改めることとする。

iii 単身赴任手当の見直し

国においては、公務の支給額が民間を下回っていることや公務における遠距離異動の実態を踏まえ、手当額を引き上げることとしている。

本県においても、国と同様に職員の手当額が民間の支給額を下回っていることや、 異動に伴いやむを得ず単身赴任をしている職員の経済的負担の実情を考慮し、人事 院勧告に準じて単身赴任手当の基礎額を7,000円引き上げることとする。

また、加算額については、人事院勧告に準じて年間 12 回の帰宅回数相当の額に引き上げるとともに、交通距離の区分を 2 区分増設し、交通距離の最長の区分を 2,500km 以上とすることとする。これに伴い、加算額の限度を 25,000 円引き上げることとする。

iv 管理職員特別勤務手当の見直し

災害等への対処その他の臨時的又は緊急の必要により、管理職員がやむを得ず平日の午前0時以降の深夜に勤務した場合には、人事院勧告に準じて管理職員特別勤務手当を支給することとする。

(c) 実施時期等

i 実施時期

(b)の改定は、平成27年4月1日から実施する。

ただし、地域手当の支給割合並びに単身赴任手当の基礎額及び加算額については、 平成27年4月1日から段階的に引き上げ、平成30年4月1日に完成させる。

ii 導入に当たっての特例措置

(i) 給料月額

(b) i(i)で述べたとおり、新たな給料表の給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、同年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を給料として支給する。

(ii) 給料等の1.5%減額支給措置の廃止 給料等の1.5%減額支給措置は、平成30年3月31日をもって廃止する。

(iii) 地域手当

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支 給割合は、見直し後支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合 とする。

なお、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間の支給割合は、 次表に示すとおりとする。

117	-1; 2 -	7年	申の	tath tal	; 丰 3	<u> ተ</u>	44 初2	멘井	給割	△
**	DX. Z 1	平	マリ	叫叫	ι Τ Ξ	ヨい	似功	別文	(活 吉)	Ŧì.

見直し後の級地 (支給割合)	地域	見直し前の級地 (支給割合)	平成27年度の地域 手当の支給割合		
1級地	東京都特別区	1級地	%		
(20%)	人人从40年40分1区	(18%)	1 8		
2級地	大阪市	2級地	1 5		
(16%)	J (1/J 1/1)	(15%)	1 0		
5級地	広島市	4級地	1 0		
(10%)	<u>海</u> 山;	(10%)	1 0		

⁽注) 医師に係る地域手当(見直し前15%)は、見直しにより16%となるが、 平成27年度の地域手当の支給割合は15%である。

(iv) 単身赴任手当

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の基礎額は、30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則等で定める額とする。また、加算額は、70,000円を超えない範囲内で人事委員会規則等で定める額とする。

なお、平成27年4月1日から適用する基礎額は、26,000円とする。

i その他の課題

(a) 特殊勤務手当

特殊勤務手当については、状況の変化等に応じて定期的に見直しを行ってきたところであるが、昨今の社会情勢の変動や業務内容の変化等を踏まえ、手当の対象となる業務を精選し、実績や業務の特殊性をより反映した支給内容となるよう見直しを行う必要がある。

(b) 教育職員の給与等

教育職員の給与については、国において、それぞれの職務に応じたメリハリのある教員給与体系の確立に向けて検討が続けられており、給料の調整額の縮減や部活動手当の拡充等の方針が示されている。本県における教育職員の給与については、職務や実績に見合った教育職員の処遇を行うという観点から、国や他の都道府県の動向を踏まえ、適時適切に見直しを行っていく必要がある。

(イ) 人事管理に関する報告

a 人事管理上の課題

(a) 人材の確保

コミュニケーション能力や企画・立案能力を有し、チャレンジ精神に富んだ人材を確保するため、これまでも試験制度の見直し・改善を行ってきた。平成25年度には、大学卒業程度試験の一部の専門試験における負担軽減や討論型個別面接の導入等の見直しを行い、より多様な人材が受験しやすい環境を整えるとともに、より人物重視の試験制度としたところである。

また、職員採用ガイダンスや大学での説明会を開催するなどの広報活動を行い、 試験制度の見直しと併せ受験者確保に取り組んできた。

しかしながら、受験年齢人口の減少や民間指向等により、近年の受験者数は依然 として減少傾向にあり、特に、技術系職種の人員確保が難しい状況にある。

このような状況を踏まえ、今後とも、試験ごとの検証を行い、適宜、必要に応じて制度の改正を図っていくとともに、任命権者と協力して、より効果的な県の仕事の魅力等の情報発信を行い、受験者の確保に取り組んで行く。

(b) 人材の育成

多様化・高度化する行政需要に迅速かつ的確に応えていくためには、限られた人材を最大限に活用することが必要である。このためには、職員一人一人の能力と意欲を引き出すための人材育成がますます重要となっている。

任命権者においては、「島根県人材育成基本方針」に基づき、職務段階に応じた 計画的な研修の実施、自律的な能力開発を支援するための研修の実施、更には職員 の自己啓発に対する支援など様々な取組が行われてきた。

また、特定分野に精通した職員及び専門的知識や技術を有した職員の育成を図るために、中長期的な視点に立った人員配置が行われている。

今後もこうした取組を一層進めていくとともに、部下を持ち、マネジメント経験 を積むことも人材育成において非常に有効であり、現在地方機関の一部で導入され ている係長制の拡大等を検討する必要がある。

(c) 能力・実績に基づく人事管理

職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、年功 的な昇進管理にとらわれることなく、能力と実績に基づく人事管理を行う必要があ る。

本委員会としては、これまでも、能力と実績に基づく人事管理を進めるために、 人事評価の結果を処遇に反映しうる実効性のある人事評価制度の確立について言 及してきた。

本年5月に地方公務員法が改正され、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされた。任命権者においては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、公平性・公正性、客観性・透明性を担保し、評価結果を処遇に反映しうる人事評価制度への見直しを行う必要がある。

(d) 女性職員の能力開発のための環境づくり

幅広い視点に立ち、きめ細やかな行政サービスを推進するためには、男女それぞれの意識や立場を取り入れながら、施策・事業を構築していく必要があり、県の政策立案・方針決定過程においても、女性の視点や能力等を活用することが重要である。

こうした観点から、これまでも、とりわけ女性職員が多様な経験を積めるように、 担当業務の拡大や幅広い分野へ配置するなど計画的な人材育成に取り組んでおり、 管理職に占める女性職員の割合は年々向上している。引き続き、女性職員が能力を 十分に発揮し、意欲を持って働けるよう、キャリア形成や働きやすい環境整備を進 め、女性職員の政策・方針決定過程への参画を拡大する必要がある。

(e) ワーク・ライフ・バランスの推進

職員一人一人が意欲を持って仕事に取り組むとともに、家庭や地域においても充実した生活を送ることができるようにするワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現することは重要な課題であり、そのための環境整備に努めなければならない。

i 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の健康保持及びワーク・ライフ・バランスの推進、さらには、公務能率の確保の観点から非常に重要な課題であり、任命権者において、これまでも様々な取組がなされているところである。

時間外勤務の縮減目標時間の設定、ノー残業デーの設定等の継続的な取組にもかかわらず、災害復旧、危機管理対応等のため、一人当たりの時間外勤務時間数は5年連続で増加した。

時間外勤務の縮減のため、管理監督者は、職員ごとの在庁時間、業務負荷の状態、休暇取得状況等を適切に把握するとともに、効率的な業務運営が行えるような職場環境を整える必要がある。また、職員一人一人も効率的な業務遂行に努め、計画的に仕事を進めていく必要がある。

また、県立学校の教育職員についても、部活動の指導、補習授業の実施等により、 月 100 時間を超える時間外勤務従事人数が年々増加している。

学校現場においては、部活動休養日の設定、平日勤務時間外の補習・会議の見直 し等に取り組んでいるが、引き続き、学校ごとの実態を踏まえ、学校と任命権者が 一体となって、時間外勤務の縮減に向けた機運の醸成や具体的な取組を行うととも に、適宜取組の検証を行い、より実効性を高める必要がある。

ii 仕事と育児・介護等の両立支援の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現のために、本県では、これまでも育児・介護の ための休暇や育児休業制度の整備・充実に努めてきた。

任命権者は、平成22年3月に「子育てしやすい職場づくり推進計画(特定事業主行動計画)」の後期計画を策定し、平成26年度の男性職員の育児休業等取得率 (注)の目標を50%として取り組んだところ、平成25年度の取得率は知事部局等49%、教育委員会25%、警察本部25%であった。また、平成25年度中に新たに育児休業を取得した男性職員は3人であり、依然として少ない状況である。

一方、介護のための休暇の取得者数は、平成 24 年度の 247 人に対し昨年度は 258 人に増加した。これは、平成 22 年 6 月新設の短期の介護休暇の取得者が、平成 24 年度の 226 人から 237 人へと増加したためである。

仕事と育児・介護等の両立支援の取組を推進するためには、管理監督者がその重要性を認識し、職員に対する啓発、制度の説明、取得期間中の業務継続体制の確保等に努めるとともに、職場全体としても、育児・介護のための休暇や育児休業等を取得しやすい環境づくりに引き続き努めていく必要がある。

(注) 育児休業等取得率は、育児休業(3歳未満)、育児短時間勤務(小学校就学まで)、 部分休業(小学校就学まで1日1時間以内)、育児時間休暇(3歳未満1日60分 以内)及び男性の育児参加のための休暇(産前・産後休暇中5日以内)を、各年度 に新たに取得可能となった男性職員が取得した割合である。

iii その他

ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、年次有給休暇や夏季休暇の計画 的取得や連続取得の促進も重要であり、引き続き各職場の実情に応じ、休暇を取得 しやすい職場環境の整備などに取り組む必要がある。

こうした取組を推進するために、夏季休暇について、水防などの危機管理、災害 復旧等への対応から、現在の取得期間 (7~9月) では取得しにくい実態があり、 取得期間の拡大を検討する必要がある。

(f) メンタルヘルス対策

行政課題の複雑・高度化により職務の困難性が増すなど、様々な要因によるストレスが増大している昨今においては、職員の心身の健康を保持増進することが重要である。とりわけ、精神疾患による長期の休暇・休職者の割合が依然として高い状況にあっては、メンタルヘルス対策は、極めて重要な課題であり、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで協力・助け合う職場環境づくりに努める必要がある。

任命権者は、これまでもメンタルヘルス教育の実施、相談体制の整備、外部機関の活用、療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組を継続的に行っているが、引き続き、メンタルヘルス対策を組織全体の課題と位置付け、予防・早期発見から休職者の職場復帰・再発防止まで、より実効性のある対策に取り組む必要がある。

(g) ハラスメント対策

ハラスメントについては、ハラスメントを受けた者が人格を侵害され、精神的苦痛を受けるばかりか、職場環境の悪化を招くものであり、その防止は重要な課題である。

昨年度、知事部局において実施された職員へのアンケートによれば、過去3年間にハラスメントを受けたことがあると回答した職員の割合は、回答総数(1,625件)の11.4%となっている。

各任命権者においては、これまでもハラスメント防止に関する指針の作成、研修の実施、相談窓口の設置などの取組が行われているところである。引き続きハラスメントのない職場づくりに向けたより実効性のある取組を進める必要がある。

(h) 高齢期の雇用問題

今年度から、公的年金の支給開始年齢が 61 歳に引上げられたことに伴い、新たな再任用制度が開始されたところである。

国家公務員については、本年4月に公布された国家公務員法等の一部を改正する 法律(平成26年法律第22号)の附則で、平成28年度までに定年の段階的な引き 上げや再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずる ことについて検討するものとされており、今後もこうした国等の動きを注視し、適 切に対応する必要がある。

また、再任用職員の給与については、国においては、転居を伴う異動をする職員の増加と民間の支給状況を踏まえ、平成27年4月1日から再任用職員に単身赴任手当を支給することとしている。本県においては、短時間勤務の職員が多く転居を伴う異動をする職員は多くはないが、今後、再任用希望者の増加に伴い転居を伴う異動をする職員の増加が見込まれることから、国に準じた取扱をする必要がある。

なお、再任用職員の給与水準を含めた給与の在り方については、国において民間の動向や再任用制度の運用状況を踏まえ必要な検討を行うこととされていることから、今後の国の動向等を注視していく必要がある。

(i) 退職管理の適正の確保

本年5月に地方公務員法が改正され、(c)で述べた能力・実績に基づく人事管理 とともに、営利企業等に再就職した元職員による離職前の職務に関して、現職職員 への働きかけを禁止する等の退職管理の適正の確保について規定された。

改正法の施行は公布の日から2年以内とされており、法律の施行期日までに適切な対応を行う必要がある。

(ウ) 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の 情勢に適応させることにより、公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

現在、厳しい県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を 発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていく ことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力 や成果に的確に報いるものでなければならない。

管理職手当の支給にあたって行われている減額措置については、財政健全化に取り組むための時限的な措置でありやむを得ないものであるとはいえ、当該措置後の職員給与は地方公務員法に定める給与決定の原則に基づく水準とは異なるものであることから、早期に当該措置が解消され、給与勧告制度に基づく本来の給与水準が確保されることを望むものである。

県議会及び知事におかれては、この報告及び勧告に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請する。

(エ) 勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

- a 平成26年4月の民間給与との比較による給与改定等のための関係条例の改正
 - (a) 職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)、県立学校の教育職員 の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号)及び市町村立学校の教職員 の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7号)の改正
 - i 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

- ii 諸手当
 - (i) 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度 を 412,200 円とすること。

医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は 歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度 を 50,300 円とすること。

(ii) 勤勉手当

平成 26 年 12 月期の支給割合においては、勤勉手当の支給割合を 0.75 月分 (特定管理職にあっては、0.95 月分)とすること。再任用職員については、 勤勉手当の支給割合を 0.4 月分 (特定管理職にあっては、0.5 月分)とすること。ただし、平成 27 年 6 月期以降の支給割合においては、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.7 月分ずつ(特定管理職にあっては、0.9 月分ずつ)とすること。再任用職員については、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.375 月分ずつ (特定管理職にあっては、0.475 月分ずつ)とすること。

(iii) 単身赴任手当

再任用職員に対して単身赴任手当を支給すること。

- (b) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第7号)の 改正
 - i 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

ii 期末手当

平成26年12月期の支給割合においては、期末手当の支給割合を1.55月分とすること。ただし、平成27年6月期以降の支給割合においては、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.35月分及び1.5月分とすること。

- (c) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第8号)の改正
 - i 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

ii 期末手当について

平成26年12月期の支給割合においては、期末手当の支給割合を1.55月分とすること。ただし、平成27年6月期以降の支給割合においては、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.35月分及び1.5月分とすること。

b 給与制度の見直しのための関係条例の改正

(a) 職員の給与に関する条例、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立 学校の教職員の給与等に関する条例の改正

i 給料表

a(a)iによる改定後の給料表(医療職給料表(1)を除く。)を別記第4のとおり 改定すること。

ii 諸手当

(i) 地域手当

地域手当の支給割合を、次に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

- 1級地 100分の20
- 2級地 100分の16
- 3級地 100分の15
- 4級地 100分の12
- 5級地 100分の10
- 6級地 100分の6
- 7級地 100分の3

医療職給料表(1)の適用を受ける職員に対する地域手当の支給割合を、当分の間、100分の16とすること。

(ii) 単身赴任手当

単身赴任手当の基礎額を月額30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度を月額70,000円とすること。

(iii) 管理職員特別勤務手当

管理職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号)第3条第1項、第4条及び第5条(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の適用を受ける教職員にあっては、第22条の2第1項、第22条の3及び第22条の4)の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間(正規の勤務時間以外の時間に限る。)に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

上記の管理職員特別勤務手当の額は、上記による勤務1回につき、6,000円 を超えない範囲内において人事委員会規則等で定める額とすること。

iii 55歳を超える職員の給料月額の減額支給等

職員の給与に関する条例附則第9項(県立学校の教育職員の給与に関する条例の適用を受ける教育職員にあっては同条例附則第12項、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の適用を受ける教職員にあっては同条例附則第9項)の規定による55歳を超える職員の給料月額の減額支給等の期間を、平成30年3月31日までの間とすること。

- (b) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正 a(b)iによる改定後の給料表を別記第5のとおり改定すること。
- (c) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正 a(c)iによる改定後の給料表を別記第6のとおり改定すること。

c 改定の実施時期等

(a) 改定の実施時期

この改定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、 a(a) ii(ii) の本文、(b) ii の本文及び(c) ii の本文については平成 26 年 12 月 1 日から、 a(a) ii(ii) のただし書及び(iii)、(b) ii のただし書並びに(c) ii のただし書、b 並びに c(b) i からii までについては平成 27 年 4 月 1 日から実施すること。

(b) 経過措置等

- i 平成30年3月31日までの間における差額の支給
 - (i) bによる改定後の給料表の適用の日(以下「切替日」という。)の前日から 引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日 において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会規則等で 定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(職員の給与に関する条例附則第9項の表の給料表欄に 掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の 級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(県立学校の教育職員の給与に関する条例に規定する高等学校教育職給料表の適用を受ける教育職員(再任用職員を除く。)にあってはその職務の級が4級である者、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例に規定する中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける教育職員(再任用職員を除く。)にあっては、職務の級が4級である者)(以下「特定職員」という。)にあっては55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給すること。
 - (ii) 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員((i)の職員を除く。) について、(i)による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則等の定めるところにより、(i)に準じて、給料を支給すること。

- (iii) 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して(i)又は(ii)による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則等の定めるところにより、(i)又は(ii)に準じて、給料を支給すること。
- ii 地域手当の支給割合の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、b(a)ii(i)中「次に定める割合」とあるのは「次に定める割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とし、「、100分の16」とあるのは「100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とすること。

iii 単身赴任手当の基礎額の月額の特例措置

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における単身赴任手当の基礎額の月額については、b(a) ii(ii)中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則等で定める額」とすること。

iv その他所要の措置

iからiiiまでに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

(別記第1から第6まで省略)

- (3) 勤務条件に関する要求の状況 平成 26 年度中において措置要求はなかった。
- (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況 平成26年度中において不服申立はなかった。